

# 県産材需要拡大県民運動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県産材の需要拡大を推進するため、木材の生産・加工・流通・消費に関わる団体及び個人からなる県産材需要拡大県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 推進会議は、林業・林産業に関わる業界関係者の連携強化を図りながら、一般消費者も巻き込んだ県産材の需要拡大運動を展開することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 県産材の需要拡大運動の推進についての研究協議
- (2) 県産材の需要拡大のための普及啓発
- (3) その他県産材の需要拡大運動に必要な事業

(構成)

第4条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長は知事が務める。
- (2) 副会長若干名を置き、会長が指名する。
- (3) 委員は、別表に掲げる団体の代表者等を持って構成する。
- (4) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、主宰する。

2 会長に事故あるときは、会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(推進本部)

第6条 推進会議に、県産材需要拡大県民運動推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部は、推進会議が行う事業の企画・運営・管理を行う。

3 推進本部の運営に必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、熊本県農林水産部森林局林業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月30日から施行する。

別表

県産材需要拡大県民運動推進会議構成

会 長	熊本県知事
副会長	熊本県森林組合連合会会長
副会長	一般社団法人熊本県木材協会連合会会長
委 員	熊本県市長会会長
〃	熊本県町村会会長
〃	熊本県議会議長
〃	熊本県市議会議長会会長
〃	熊本県町村議会議長会会長
〃	熊本県森林・林業活性化促進議員連盟会長
〃	熊本県木材事業協同組合連合会会長
〃	熊本県木材青壮年会連合会会長
〃	公益社団法人熊本県建築士会会長
〃	一般社団法人熊本県建築士事務所協会会長
〃	一般社団法人熊本県優良住宅協会会長
〃	熊本県建築組合連合会会長
〃	一般社団法人熊本県建設業協会会長
〃	熊本県治山林道協会会長
〃	一般社団法人熊本県造園建設業協会会長
〃	熊本県森林土木建設協会会長
〃	熊本県商工会議所連合会会長
〃	熊本県商工会連合会会長
〃	熊本県中小企業団体中央会会長
〃	熊本県教育委員会教育長
〃	国立大学法人熊本大学学長
〃	特定非営利法人熊本消費者協会会長
〃	株式会社熊本日新聞社代表取締役社長
〃	熊本地区木材需要拡大推進協議会会長
〃	宇城地域木材需要拡大協議会会長
〃	玉名地域森林・林業振興協議会会長
〃	鹿本地域木材需要拡大推進協議会会長
〃	菊池地域木材需要拡大推進協議会会長
〃	阿蘇森づくり協議会会長
〃	上益城地域林業・木材産業振興協議会会長
〃	八代地域木材需要拡大推進協議会会長
〃	水俣・芦北地域木材需要拡大協議会会長
〃	球磨地域林業・木材産業振興協議会会長
〃	天草地域木材需要拡大推進協議会会長